

児童館・学童クラブ等の取組について

1 児童館事業

根拠等	児童福祉法第 40 条 児童厚生施設
目的	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。
設置	市内 11 箇所（うち、委託館 2 館）
開館時間等	月曜日～土曜日 午前 9 時 15 分～午後 6 時 ※ 6 箇所で行日夜間開館を実施 日曜日：午前 9 時 30 分～午後 5 時 夜間開館：午後 6 時～午後 9 時
対象年齢	18 歳未満の児童（乳幼児は保護者同伴）

2 学童クラブ

根拠等	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 放課後児童健全育成事業
目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、児童の基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
設置	市内 35 箇所（うち、委託学童クラブ 9 箇所） 小学校校舎内：10 箇所 小学校敷地内：5 箇所 児童館内：14 箇所 単独設置：5 箇所 地区会館内設置：1 箇所
開所時間等	学校開校日：下校時～午後 6 時 休校日（日曜日除く）1 日指導日：午前 8 時 30 分～午後 6 時
対象年齢	小学校 1 年生～6 年生（ただし、5 年生・6 年生は障害のある児童のみ）

※令和 2 年 4 月 1 日から（仮称）芝久保第二学童クラブを設置する。

3 サマー子ども教室

目的	夏休み期間中の児童の居場所を提供し、多様な体験活動の場を確保するとともに、大幅に定員超過している学童クラブについては、サマー子ども教室へ参加することにより、定員超過の緩和を図り子どもの居場所を確保する。
実施場所	保谷小学校（図書室・図工室・家庭科室・体育館）
実施期間	令和元年 7 月 30 日～8 月 30 日のうち 16 日間で実施する予定
対象児童	保谷小学校 1 年生から 6 年生の全児童
定員	最大 160 人程度を予定
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容は、教室形式で工作手芸、木工作、クッキング等を行うことに加え、民間企業による社会貢献事業プログラムや、田無工業高校プログラム、市職員による出前講座等を活用しながら、社会教育課や学校施設開放運営協議会とも連携しながら、共催事業としてプログラムを実施する。 ・1 日を午前の部（10：00～11：30）・午後の部（14：00～15：30）に分けて、火曜日から金曜日までの 4 日間を 1 クールとし、7 月 30 日～8 月 30 日の間（学校が開催する夏休みプール指導日やお盆休み以外）で 4 クールを実施する。

4 児童館ランチタイム

目的	保護者の就労等により、夏休みの昼食が「孤食」になりがちな子どもたちが増加していることから、夏休みの居場所を確保し「いっしょに食べる」「楽しく食べる」「食事のリズムが持てる」といった子どもたちへの豊かな食の環境を提供する。
実施場所	西原北児童館・田無児童館・他2館
実施期間	令和元年7月22日～8月30日（29日間） 正午～午後1時
対象児童	市内在住の小学生
持ち物	保護者が用意したお弁当・水筒
実施内容	市内在住の小学生を対象とし、事前に保護者より利用申請書を提出してもらい、保護者が用意したお弁当を持参して友だちと一緒に食べることにより、豊かな食の環境を提供するとともに、夏休みの子どもの居場所を提供する。

5 放課後子ども総合プランに基づく居場所づくり

根拠等	次世代育成支援対策推進法に基づく西東京市行動計画実施計画
目的	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした事業実施の連携を推進する。
区分	一体型：住吉小学校、東小学校 連携型：芝久保小学校 両方に該当：保谷第二小学校、けやき小学校、谷戸第二小学校、 中原小学校（平成31年4月から一体型を開始）
取組内容	児童青少年課・児童館・学童クラブ・社会教育課・学校施設開放運営協議会で定期的に会議を開催し、地域の実情に応じた範囲の中で活動プログラムを企画し、児童館職員による出前児童館等を開催する。